

# 多文化共生社会の実現に向けて

東北大学 高度教養教育・学生支援機構

高橋美能

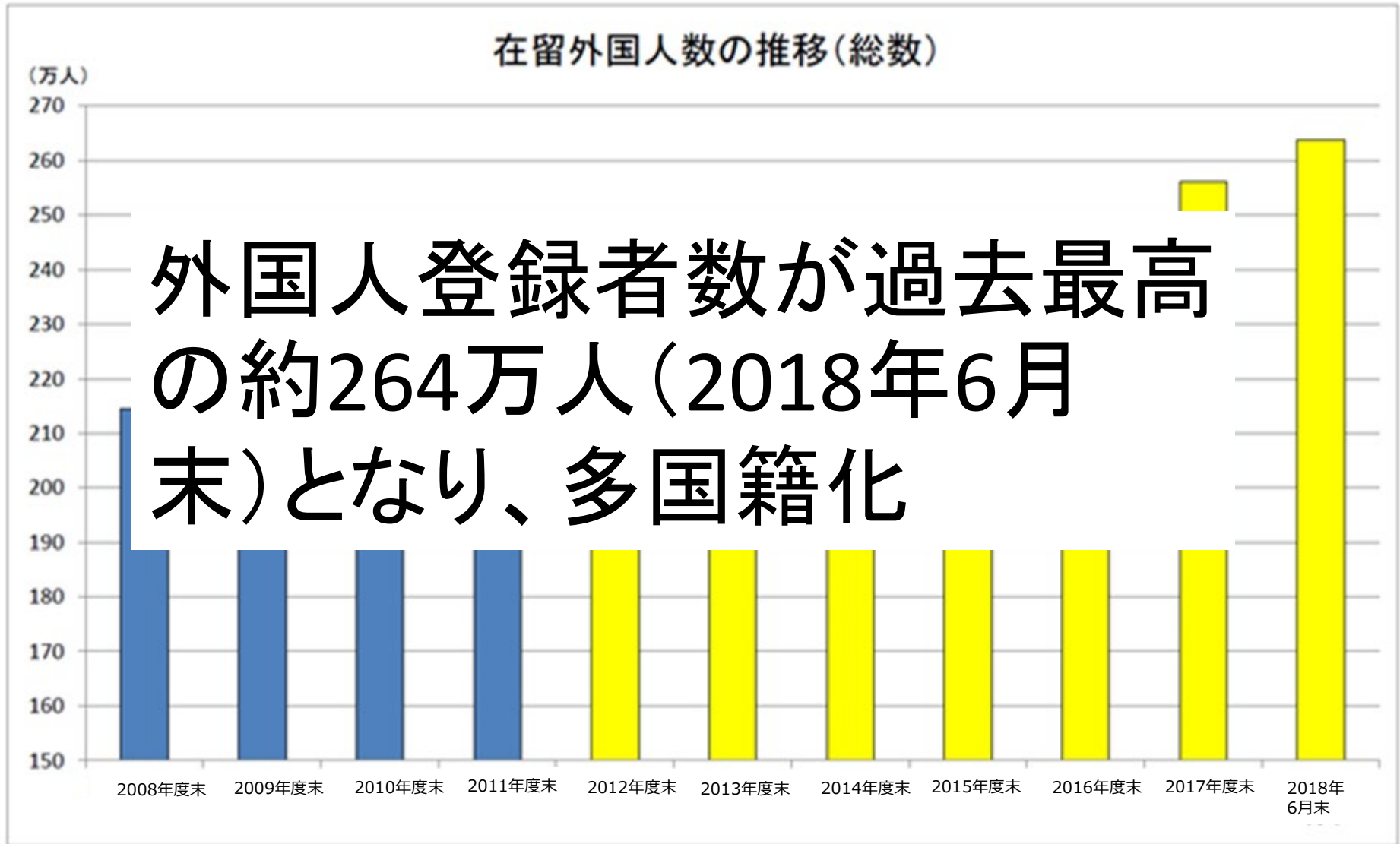
# 本日の流れ

1. 地域における多文化共生推進の必要性
2. 外国人住民を取り巻く課題と多文化共生社会
3. 多文化共生とは
4. 大学における多文化共生

# 1. 多文化共生推進－外国人登録者数の増減

- 1980年から「ニューカマー」の定住化が進み、国際結婚、永住資格や日本国籍の増加。
- 1990年「出入国管理及び難民認定法〔入管法）」が改定され、日系南米人の来日が促進。
- 2008年以降リーマンショックによる経済不況、東日本大震災の影響で、一時的に減少。
- 2013年から再び増加。
- 2019年4月、新たに外国人材の受け入れのための在留資格の創設等を内容とする「入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行。

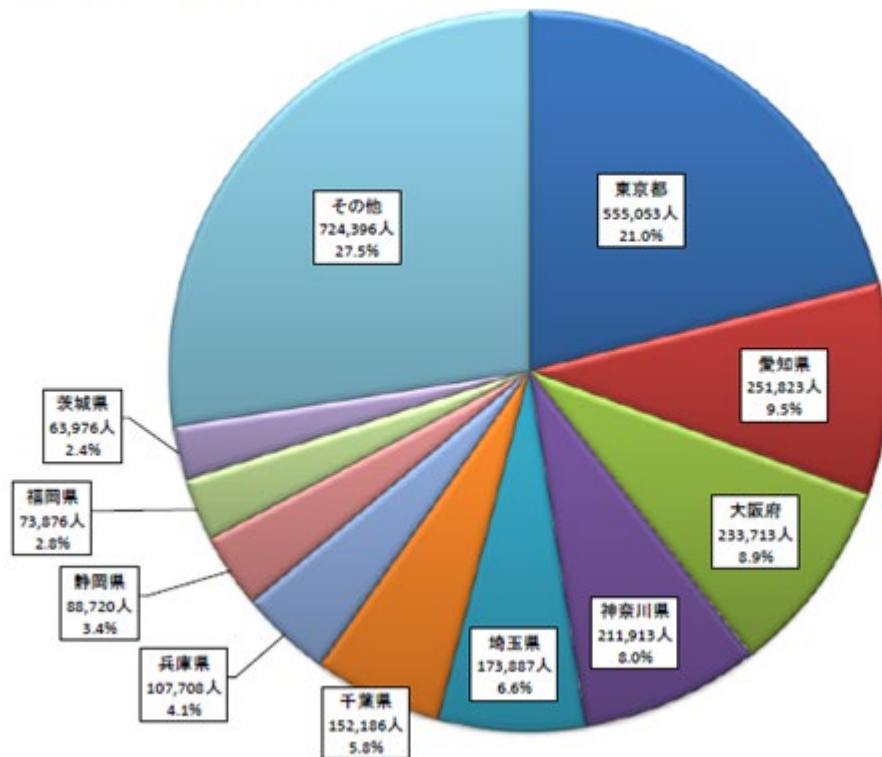
# 1-1. 外国人登録者の増加



(参照: 法務省HP [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html))

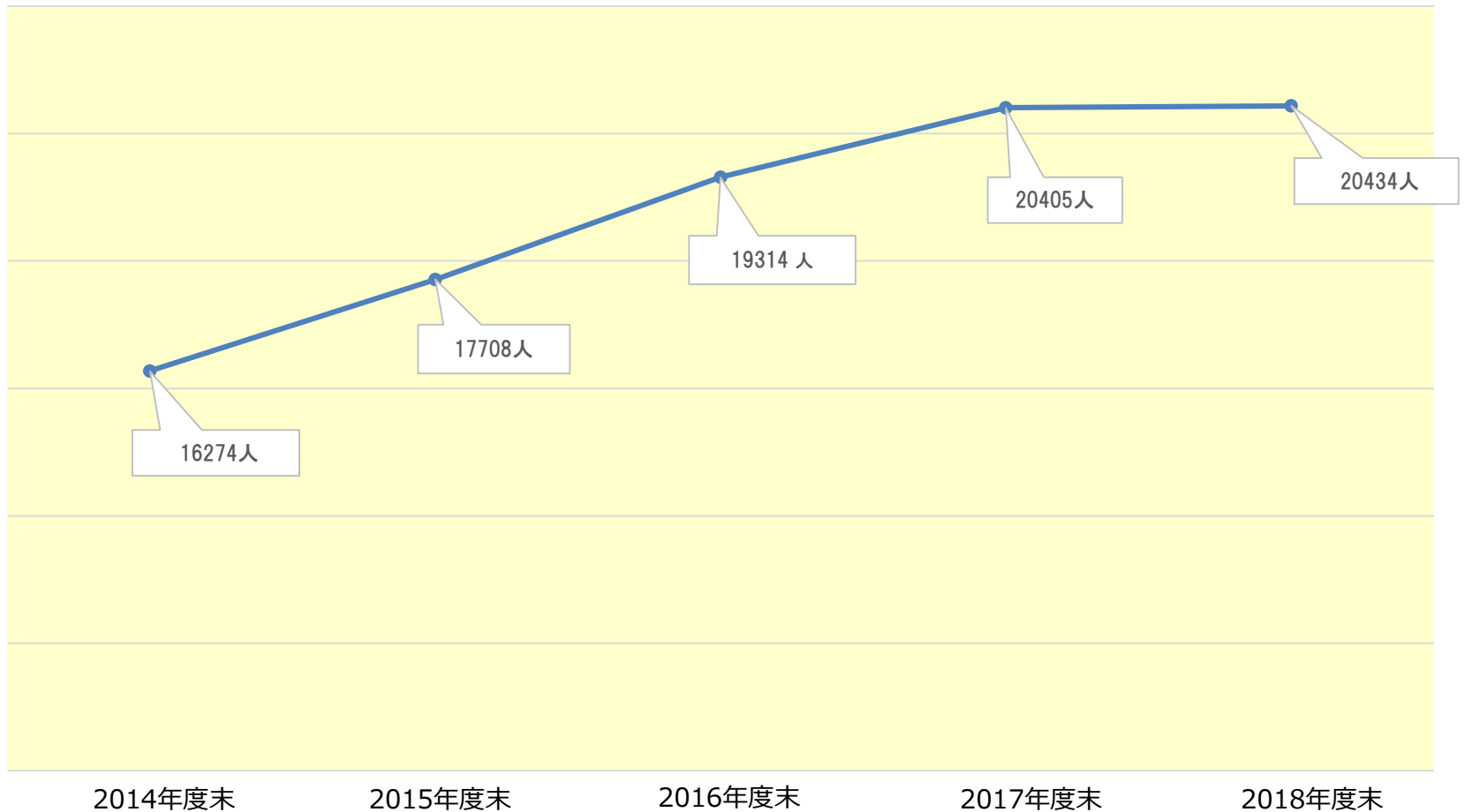
# 1-2. 全国地域別外国人人数

在留外国人の構成比（都道府県別，2018年6月末）



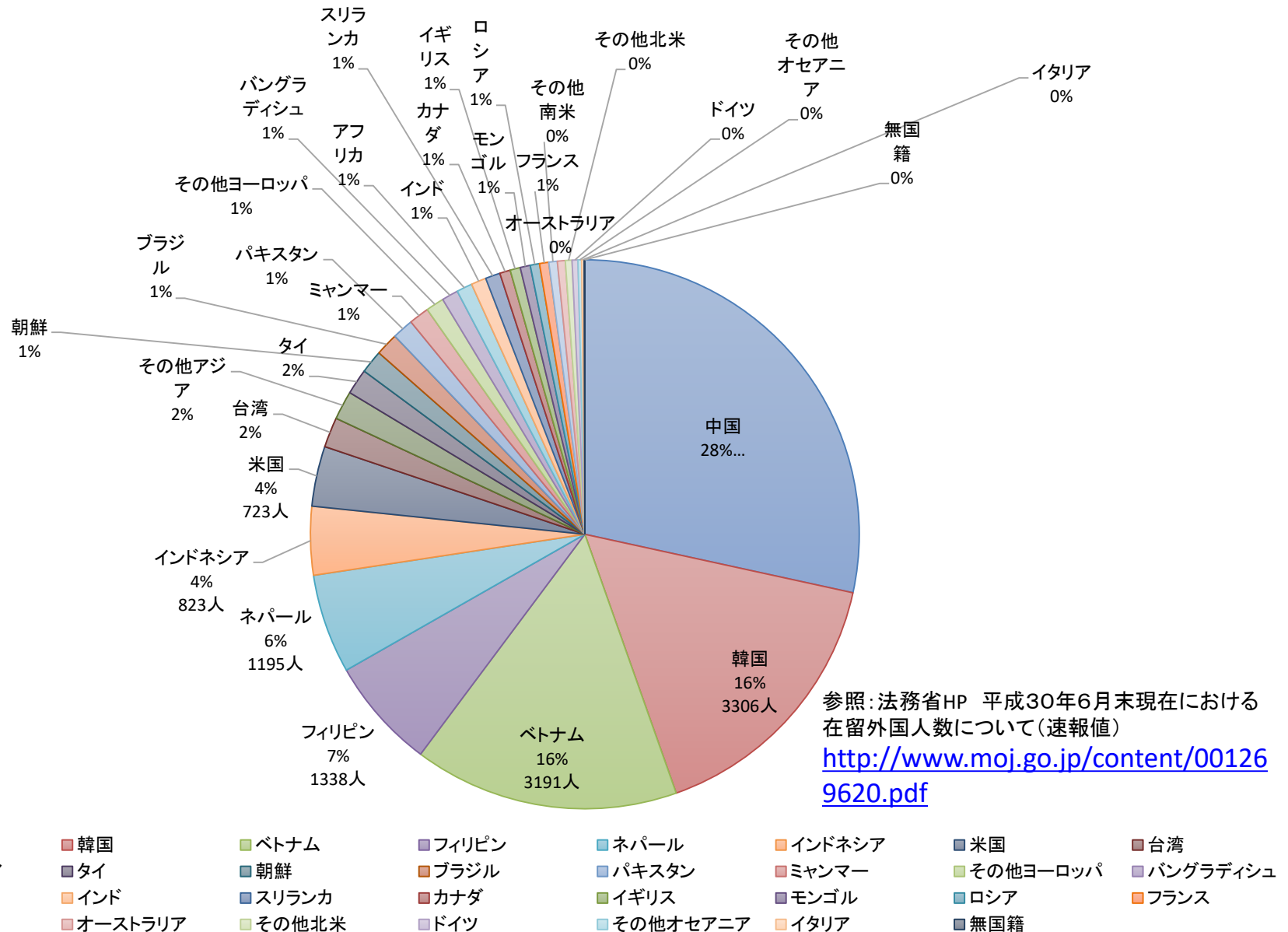
(法務省HP [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html))

# 1-3. 宮城県の外国人住民数

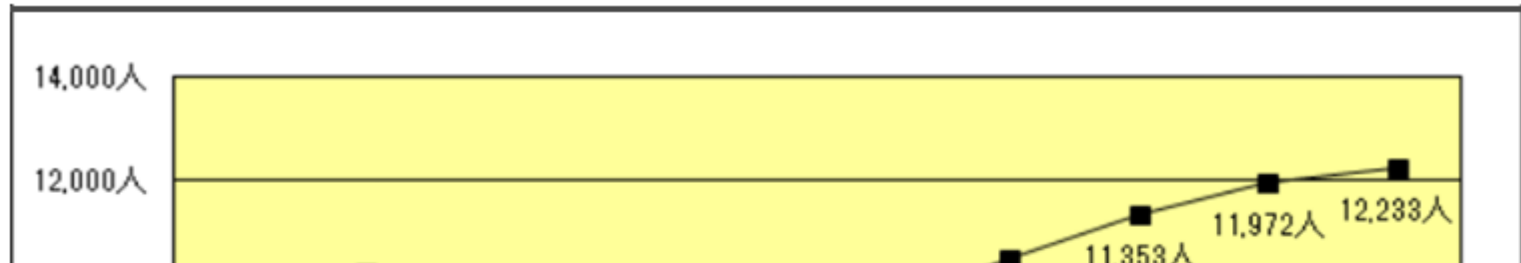


参照: 法務省HP 2018年6月末現在における在留外国人数について(速報値)  
<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>

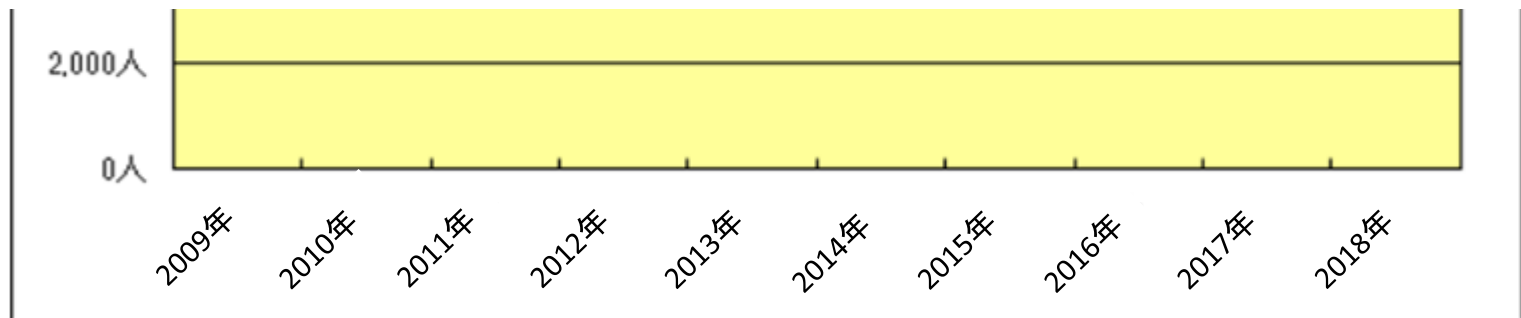
# 1-4. 宮城県の外住外国人住民国籍別人数と割合



# 1-5. 仙台市の外国人住民数

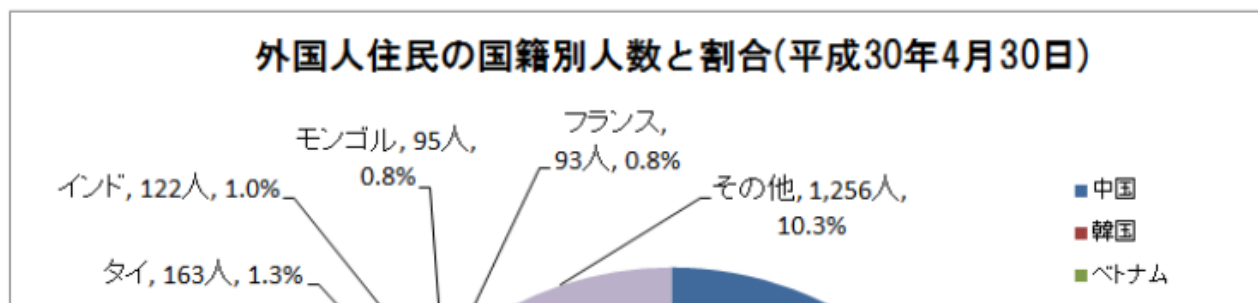


2018年4月30日時点で仙台市の外国人住民数は12,233人で、前年に比べて261人増加。

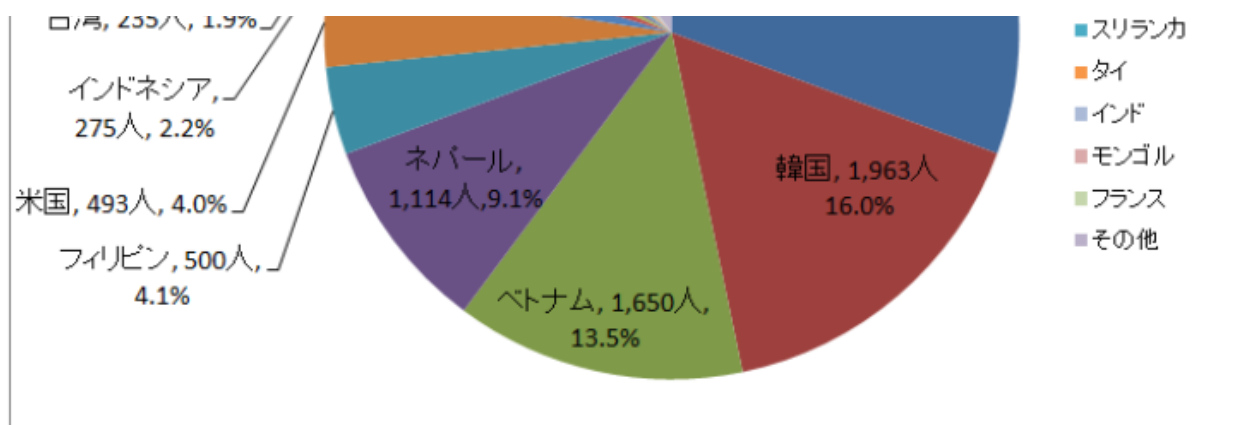




# 1-6. 仙台市の外国人住民国籍別人数と割合



国籍別に見ると、中国3,752人、韓国1,963人、ベトナム1,650人、ネパール1,114人が多く、これら4つの国籍で全体の約3分の2を占める。



## 1-7. 多文化共生の推進－背景事情

- 1995年阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災
- 生活者・地域住民として外国人を認識する視点が日本社会に求められる。

⇒外国人支援:1. コミュニケーション支援、

2. 生活支援、3. 多文化共生の地域づくり

- 総務省は2018年9月19日～10月9日の間に、地方自治体にアンケートを実施。

⇒1. 多言語対応、2. 教育・日本語学習支援、

3. 防災、といった支援の実施が確認

# 1-8. 多文化共生の推進

## — 実際の取り組み —

- 地方自治体では、1980年代後半から『1. 国際交流、2. 国際協力、3. 多文化共生』が目標に掲げ、地域の国際化を推進。
- 2005年6月に総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」を設置。
- 地域では、『1. 国が地方自治体の多文化共生への取り組みを積極的に支援、2. 外国人労働者の労働環境、3. 外国人児童生徒教育、4. 外国人登録制度等の国の各制度の見直し』を図ってきた。
- 宮城県は2007年に全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を公布・施行し、多文化共生社会推進計画を立て、具体的に取り組んできた。

## 2. 外国人住民を取り巻く課題

- **言語の問題**

ニューカマーの中には、日本語が理解できない人もいる。

(課題)文化や習慣等の違い。情報や知識の不足。

- **定住生活の上で必要な基本的条件が不十分**

(例)健康保険の未加入、医療の問題、孤立する。

→「**生活者としての外国人**」支援の在り方を考える必要性

## 2-1. 日本の多文化共生政策の 具体的な課題

- 技能実習生の問題
- 日系人とその家族を特別に受け入れながらも、総合政策がないがしろにされてきた問題
- 留学生が外国人労働者として組み込まれている問題
- 移民という政策用語が使えないために、多くの自治体の多文化共生推進プランでは、「外国人市民」や「外国人県民」という言葉で、日本国籍を有する「外国にルーツを持つ人」をカバーしている問題

## 2-2. 日本の多文化共生政策の 具体的な課題

- 「外国にルーツを持つ子ども」の教育を受ける権利の保障の問題
- 非正規滞在者の増大
- 難民の受け入れが極端に少ない問題
- 高度専門職の受け入れが、日本版ポイント制度を導入しても、あまり増えていない問題
- 永住市民を権利主体とする永住市民権の確立
- 帰化率の低さが示すように、国籍制度の改革、とりわけ「複数国籍」の公認が課題

(近藤 2019、298-307頁)

## 2-3. 多文化社会の理念

1. 多文化における文化の概念を単なる各国の文化比較といった通常語られる文化に限定せず、広くいわゆる同一文化圏内にも存在する「サブカルチャー」と言われる様々な文化要因まで含めて考えること。

2. マイノリティ、社会的に少数派の立場に置かれている人々の権利に焦点を当てながら、共に生きるという課題を考えていくこと。

(多文化共生キーワード辞典編集委員会 2011、11頁)

## 2-4. 多文化社会で求められること

- 多文化社会では住民同士の価値観やルールの意味が異なるため、日本では当たり前前のことが当たり前前として進まない(加賀美 2013、16頁)。
- 多文化社会では、ルールの認識が同じではない人々の間で、共に居心地よく暮らす生活上のルールを作り直し、共にルールを遵守するための話し合いを忍耐強く行う必要がある(加賀美 2013、17頁)。



### 3. 多文化共生とは

- 多文化共生という概念は、1990年代前半に登場  
(栗本 2016)
- 「多文化」と「共生」とを結びつけたこの言葉は、  
和製語であり、欧語でうまく当てはまる語はない  
(宮島 2009)
- 欧州のインターカルチュラル(異文化交流)・  
シティと共通する視点がある

## 3-1. インターカルチュラル・シティとは

2008年から欧州評議会は”Intercultural City”プロジェクトを開始し、移民、難民、外国人の多い都市の自治体が互いに地域社会の在り方を学び合う。

- 多言語、多宗教、多民族都市でも多様な公的な場は1つしかもてず、そこでは皆が互いに会話を楽しめる。
- 最終的にもめごとの起こる可能性はあると覚悟し、それを恐れないこと、無視しようとしめないこと、起きることを想定し、それを対処するスキルを手に入れること。

(国際交流基金と欧州評議会が主催したシンポジウムの「インターカルチュラル・シティと多文化共生」の報告書18頁より)

## 3-2. 多文化共生の考え方

総務省「多文化共生の推進に関する研究会」での定義(2006)：

国や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 3-3. 多文化共生実現のために

- 宮島(2003): 社会の中で固定されている文化の規範を問い直し、必要に応じて文化の組み換えを進める必要がある(15頁)。
- 山脇(2003): 外国人や民族的少数者が、それぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力ある社会の構築を目指す必要がある(66-67頁)。

## 3-4. 多文化共生実現のために

- 佐藤(2003): 平等な市民＝権利主体として、あらゆる人種・民族・文化的背景の人々が承認されている社会(43頁)
- 森(2008): 単にマイノリティ支援に留まらない、グローバル化が進む社会に必要な異文化理解やコミュニケーション力、一人一人の人間を尊重するユニバーサルデザインの発想を醸成する視点(201頁)

## 3-5. 多文化共生実現のための 新たな視点

山西(2012): 多文化間の対立・緊張の中で、

1. 多文化化が進展する背景としてのグローバル化が進む社会状況への批判的な捉えなおし、

2. 多文化を取り巻く地域社会での政治的経済的状況や伝統的社会慣習などへの構造的、批判的な読み解き、

3. 住民協働による文化の表現・選択・創造への参加、などのプロセスを視野に入れずして、多文化共生社会が実現すると考えることは難しい(29頁)。

# 4. 大学における多文化共生

- 留学生の悩みの多様化

(例) 経済的問題、住居問題、日本語学習、研究関連、進路相談、在留関連、情報提供、健康心理、対人関係

(加賀美 2013、272-273頁)

- 学生の誰一人切り捨てられることなく、文化的、言語的、多様性だけでなく、年齢や性別、性的志向性、障害の有無などの広義の多様性が尊重され容認され、対等な立場で学生の強さや能力を発揮できるような環境を作ること
- 学生同士が相互に互恵的な関係構築ができるよう大学としてサポートすること
- 地域社会と大学が連携しながら、多文化共生社会の本質的な課題である偏見低減のための取り組みと啓発活動を行っていくこと

(加賀美 2013、285頁)

# 4-1. 東北大学の国際化

- 国際学士コース(理・工・農)
- 国際大学院コース
- 英語による交換留学プログラム
- 国際共同大学院
- グローバル入試
- 国際混住寮
- グローバルリーダー育成プログラム
- 派遣留学の拡大
- 国際共修科目

留学生と国内学生が共に学ぶ授業

留学生数  
増加

国内学生の  
グローバル化

留学生数は2,200人以上に及ぶ(2018年11月時点)



## 4-2. 国際共修授業における 『多文化共生』

学生一人ひとりが国籍や言語、性別の違いに拘わらず、他者との共通点・相違点を理解しながら、互いに人権を尊重し、相手を受け入れ、さまざまな差異を調停し、自文化を組み換え、対等な立場で当事者意識を持って積極的に授業に参加し共に学んでいる状態。

(国際共修授業で学ぶ意義)

- 授業を通じて得られた知識、価値/態度、技能、行動力が、学内や身近な社会で他者との共に生きる力につながる。
- 身近な社会問題を多角的な観点でとらえ直し、解決に向けて具体的な行動に移していこうとの意識と意欲を高める。

⇒ 留学生と国内学生が共に学ぶ環境を作っても、自然発生的には双方の学び合いは生まれない。

## 4-2-1. 異文化接触を友好的にする条件

心理学者オルポート:

白人と黒人が居住や職場で、他者と対等な関係で接触することにより、相手に対する偏見を軽減できるという『コンタクト仮説』を提唱。

双方の友好的な関係性を構築するために、次の3条件が有効。

- ① 対等な地位, ② 共通の目的, ③ 組織的な支援

( Allport 訳書1961,240頁)

この3条件は約60年間、さまざまな研究で参照されてきた。

⇒ 国際共修授業の学生間の関係性構築にも  
援用できるのではないだろうか。

⇒ 多文化共生を実現するうえでも  
有効な条件になるのではないだろうか。

## 4-2-2.国際共修授業における オルポートの3条件

- **対等な地位**（ここでは『対等な関係』とする）：  
参加する学生一人ひとりが、互いに言語や文化の違いを越えて、他者と共に学ぶ意識を持って授業に参加すること
- **共通の目的**：  
学生間に『多文化共生』の関係性を築くこと
- **組織的な支援**（教員からのサポートを中心に考える）  
オルポートは、静的なサポート（法整備など）を挙げていた。クラスは動的なものであることから、教員のサポートも動的になる（例えば、学生同士の学びでは気づかない視点やヒントを与え、足場作りをするなど）

## 4-2-3.教育方法論

教育実践には学習目的があることから、オルポートの3条件以外に、別の要素が必要ではないだろうか。

心理学者三宮は、「メタ認知を促す支援法として、課題の事前、遂行、事後段階における『意見の異なる他者との討論』(対話)が効果的である」と述べている。

(三宮 2008、34頁)

識字教育の理論家フレイレは、『教育の対話性』という言葉を用いて、「対話は人間同士の出会いであり、真の意味での人間化の一番大切な条件である」と述べている。

(Freire訳書 2011、222頁)

→この『対話』は、オルポートの理論の中には明示されていないが、クラス内の多文化共生構築に不可欠の要素である。

## 4-2-4. 国際共修授業における学習テーマ

学生が主体的に授業に参加するためには、『当事者意識』を持たせる学習テーマを提示する必要があるのではないだろうか。

- まず学生同士の共通性への気づきを促した後、学生の個々の具体的な経験を共有しながら、議論を発展させることで、学生間の親密化を深めることができるのではないか。
- このような学習を促進するために、普遍的ではあるが、解釈が多様な概念『人権』を取り上げることが有効ではないか。

⇒ 「人権」という視点は、多文化共生を考えるうえでも必要ではないだろうか。

# 4-2-5. 人権教育の実践

- 科目名:「人権教育の実践」(全15回英語で実施)
- 参加学生:留学生と国内学生約20名(内、国内学生は2割程度)
- 実践期間:2010年10月～現在まで、年に1回実施
- 授業概要:

## 1. 前半は知識習得部分

テキスト“Teachers and Human Rights Education” (Audrey Osler, Hugh Starkey著、2010年、Trenham Books発行)を用いて、毎回1章分ずつ学びながら(全10章)、関連するアクティビティを取り入れて知識習得を図る。

## 2. 後半はグループでのプレゼンテーション

前半の知識を基に、各自が一番重要と思う人権問題についてグループで意見交換し、問題の解決に向けたアクション・プランを立てる。

## ● 実践上の工夫:

1. オルポートの3条件と対話を重視し、テーマとして「人権」を取り上げる。
2. ゲストスピーカーの招聘、ビデオ教材の活用、被災地見学などを取り入れ、学生が当事者の話を聞いたり、実際に見たり、体験する機会を設ける。

# 4-2-6. 国際共修授業で人権を学ぶ 意義と効果

最終回の授業時に配布したアンケートの記述から(発表者が日本語訳):

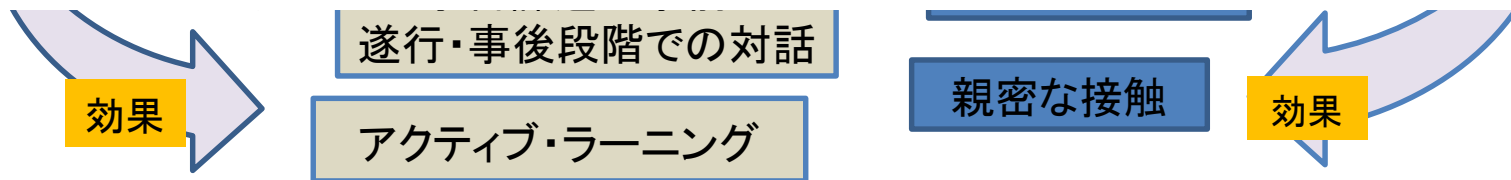
- **学生A:**このクラスは、各自の文化や経験が多様であり、共通の言語を見出すことが難しいが、人権は共通のテーマになりうる。正解は1つではないこと、また理解しがたいと思った文化の中にも、新たに学ぶことがあることを体験した。人権は、お互いの見方を広げ、相互の深い理解につながるトピックであると思う。
- **学生B:**個人の経験が、テキストで知識を学ぶよりも重要であることに気づいた。身近な友達と意見を交換することで、今まで他人事とってきたニュースも現実の問題であると捉えられるようになった。
- **学生C:**以前自国で人権のクラスを取ったことがある。このクラスには学生に多様性があり、クラスメートと議論する中でテキストを通して学んだ人権の理論や国際条約が、より身近な問題として捉えられるようになった。人権は、多様な文化を持つクラスメートと共に学ぶことに意義があり、共に学ぶことを通じて寛容性や多文化意識を高めていくことができると思う。

⇒ 「人権」というテーマで多様なバックグラウンドの学生が共に議論することを通じて、人権の知識の理解を深めるだけでなく、他者とともに学び、他者を理解すること、多様な考え方、多文化意識を高めていくことにもつながる。

# 4-2-7. 留学生と国内学生の 多文化共生実現のために

当事者意識を持って  
参加できる学習テーマ:「人権」

これらの条件や「人権」を柱に据えることは、  
クラス内に多文化共生を実現するうえで重要な  
視点ではないだろうか。



(Allport, 1954: 浅井, 2012: 宮本, 2012)

多様なバックグラウンドの学生が共に議論するプロセスを通じて、  
テーマに関する知識の深化、技能や態度の変化、  
身近な社会の人権問題に対して行動を起こす力が育成される。



# 参考文献

- 浅井暢子 (2012) 加賀美常美代・横田雅弘・坪井健・工藤和宏「偏見低減のための理論と可能性」『多文化社会の偏見・差別 形成のメカニズムと低減のための教育』明石書店
- Freire, Paulo (1968), 三砂ちづる訳『被抑圧者の教育学—新訳』亜紀書房 2011.
- 加賀美常美代編著(2013)『多文化共生論』明石書店
- 国際交流基金(2010)『報告書 インターカルチュラル・シティと多文化共生』
- 近藤敦(2019)『多文化共生と人権—諸外国の「移民」と日本の「外国人」』明石書店
- 栗本英世(2016)「日本の多文化共生の限界と可能性」『未来共生学3』, 69-88頁.
- 宮本美能(2012)「大学教育現場に『多文化共生』の関係性を構築する—留学生と日本人学生の混合クラスの中で—」、『異文化間教育学会奨励研究論集』, 55-73頁.
- 宮島喬(2003)『共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題』有斐閣
- 宮島喬(2009)「『多文化共生』の問題と課題—日本と西欧を視野に—『学術の動向』14(12), 10-19頁.
- 森雄二郎(2008)「多文化社会の進展と地域の取組み—滋賀県の国際施策・多文化共生の動きから—」『聖泉論叢』16号, 197-215頁.
- Allport G.W. (1954), 原谷達夫, 野村昭訳『偏見の心理』培風館 1961.
- 三宮真智子(2008)『メタ認知: 学習力を支える高次認知機能』北大路書房
- 佐藤郡衛(2003)『国際化と教育—異文化間教育学の視点から』放送大学教育振興会
- 多文化共生キーワード辞典編集委員会(2011)『多文化共生キーワード事典』明石書店
- 山西優二(2012)「多文化共生に向けての地域日本語教育のあり様と多文化社会コーディネーターの役割」『多文化社会コーディネーター研究会: 地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性—多様な立場のコーディネーター実践から』東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター, 26-38頁.
- 山脇啓造(2003)「日本における外国人政策の批判的考察—多文化共生社会の形成に向けて」『明治大学社会科学研究所紀要』41巻2号, 59-75頁.